

市議第2号

各務原市議会ハラスメント防止条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年5月29日提出

提出者	各務原市議会議員	古川明美
賛成者	〃	杉山元則
賛成者	〃	波多野こうめ
賛成者	〃	永治明子

提案理由

憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重及び男女共同参画の推進に関する法律の趣旨において、政治分野におけるハラスメント事案が全国で多発している。各務原市議会においても例外ではないと考える。

全ての議員及び職員が個人としての人格を尊重し、相互の信頼を深め、快適に働くことができる環境を確立することで、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分に発揮することができるよう、ハラスメントの根絶及び未然防止に努めることを決意し、この条例を制定する。

各務原市議会議長 川嶋一生様

各務原市議会ハラスメント防止条例

二元代表制の下、市民から負託を受けた議員は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体するとともに、住民の全体の奉仕者として住民の福祉向上に努めなければならない。ハラスメントは、他者に対して行われる極めて悪辣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」である。

よって、議会は、全ての議員及び職員が個人としての人格を尊重し、相互の信頼を深め、快適に働くことができる環境を確立することで、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分に発揮することができるよう、ハラスメントの根絶及び未然防止に努めることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、全ての議員及び職員が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合い、議員間のハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントの防止並びにその根絶のために必要な事項を定め、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務に関して優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）が害するものをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 異性又は同性を問わず、性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為又はその行為によりその者の勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることをいう。
- (3) マタニティ・ハラスメント 職場において、妊娠又は出産、若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動によりその者の勤務環境が害されることとなる行為をいう。
- (4) その他のハラスメント 前各号に掲げるもののほか、誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。
- (5) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

(議長の責務)

第3条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員によるハラスメントがあるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能及び責務を自覚するとと

もに、常に高い倫理意識を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成のため、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、勤務環境を害するものであること及び議員が議会運営上の対等な立場にあることを自覚し、互いの人格を尊重した活動をしなければならない。

3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

4 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

(研修等)

第5条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(相談及び苦情の申出)

第6条 ハラスメントによる被害を受け、又はその事実があると思料する議員又は職員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談又は苦情を書面（電子情報処理組織を使用する方法を含む。）又は口頭により申し出ることができる。

(事実関係の把握)

第7条 議長は、議員若しくは職員からハラスメントに関する申出若しくは相談があったときは、必要に応じて申出者、相談者、当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行わなければならない。

(外部の有識者からなる第三者からの意見聴取)

第8条 議長は、ハラスメントに関する相談及び苦情について、公正かつ適正に対応するために必要と認めるときは、外部の有識者からなる第三者から意見を聴取することができる。

(審査委員会)

第9条 議長は、第7条の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、その解決策を協議するため、必要に応じて審査委員会を設置することができる。

2 審査委員会は、ハラスメントに関する審査の申出があったときは、迅速かつ公正に解決策を協議するものとする。

3 審査委員会の組織及び運営については、議長が別に定める。

(公表等)

第10条 議長は、第7条の調査により議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、前項の規定による措置を講ずるに当たっては、あらかじめ、議会運営委員会と協議するものとする。

(被害者のプライバシー等の保護等)

第11条 委員会の委員その他申出に関する業務に携わる議員及び職員は、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議長職務の代行)

第12条 議長が第7条の規定による調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。